

令和3年3月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年3月5日
武雄市農業委員会

令和3年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年3月5日(金)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時40分
2. 場 所 旧山内支所2-2会議室
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明申請について	3件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出	1件
報告第2号	形状変更届について	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それでは定刻になりましたので、令和3年3月の農業委員会「総会」を始めさせていただきますと思います。本日は、委員の欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。それでは会長、よろしく申し上げます。

《議事録署名人の指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は議案第1号から第4号までの審議をお願いします。本日の議事録署名人に、14番 永石 芳彦 委員、19番 岩橋 久美 委員を指名します。
それでは、議案審議の前に事務局から報告をお願いします。

事務局 (先月審議内容の許可状況の報告) 内容は省略。

会 長 事務局の報告がおわりましたが、お尋ね等はございませんか。

(無し)

無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第4条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページをお開きください。

申請番号1番です。土地は、〇〇町にあります畑2筆の面積が2筆合計で606㎡です。住宅の建て替えを検討したところ、現在の住居は土砂災害特別警戒区域に指定されていたため、申請地に一般住宅を建設したいということで、申請が提出をされております。いまの現状が、申請地に車庫と倉庫がありますので、始末書が添付をされております。許可後に一般住宅を建設される際には、車庫と倉庫については、取り壊しをされる予定であります。農振除外の手続きは済んでおります。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明は私のほうからですが、〇〇さんがですね、家を建て替えたいという相談がございまして、説明がありましたように、現在の家が災害特別警戒区域ということで、建てられませんよと言われたということで、下の方に造りたいので許可してくださいということでした。やむを得ないと思っております。

会 長 質疑を開始したいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第5条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容については、所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の、面積が2筆合計で381㎡です。住環境が整った申請地に、共同住宅、マンションを建築したいということで、申請が提出をされております。この分につきましては、宅地と雑種地を含みまして、総トータル1194.49㎡にマンションの建築を計画されております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号2番です。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田3筆の、面積が3筆合計で369.87㎡です。周辺は住宅地で県道に隣接しており、交通の便も良いため、申請地に一般住宅を建設したいということで、申請が提出をされております。工事完了時期については、令和3年の9月30日です。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆の面積370㎡です。先程、ご説明した申請番号2番の隣接地という形になっております。申請理由につきましては、子育てのサポートや将来を考え、実家近くにある申請地に一般住宅を建設したいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令

和3年9月30日です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が729㎡です。現在、福岡に住んでいるが、子どもの成長や両親の将来を考え、両親と同居する住宅を申請地に建設したいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年の12月31日です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑3筆の、面積が3筆合計で959㎡です。太陽光事業に適した土地が見つかったため、太陽光発電施設を設置したいということで、申請が提出をされております。工事完了時期については、令和3年の6月です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号6番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆と畑1筆。面積が2筆合計で498㎡です。平成8年の水路工事の際、工事用道路として作られた道を自宅進入路として使用をしていた。また、倉庫と駐車場を整備したということで、申請が提出をされております。この分につきましては、農振除外については済んでおります。既に、自宅への進入路、及び倉庫と駐車場として利用をされておりましたので、始末書が添付をされております。それに伴い、工事完了時期についての記載はございません。農地区分については、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地ですので、第1種農地。許可基準の該当事項は、日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可し得ると判断をしております。

最後に、申請番号7番です。権利の内容は、貸借権設定による一時転用になっております。土地は〇〇町にあります田4筆の面積が4筆合計で1848㎡です。九州新幹線の西九州ルート工事のための、作業用道路としての一時転用でありまして、賃借期間を令和3年9月30日まで延伸される申請になっております。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇委員 申請番号1番の件ですけど、ここは〇〇の北側に当たります。〇〇の隣ですね。現在建物が建って、今回ですね同一敷地内に今度出された申請地が2筆あります。周りには〇〇とか一般住宅で、畑とかはありません。ここは狭いんですけど、〇〇階建が建つことになります。北側や西側に一般住宅ありますけど、日照権なども隣接の住宅等の方と話し合いながら進めてくださいということをしております。以上です。

会 長 はい。他に？

〇〇番委員 6番の案件について、説明いたします。ここはですね、書いてありますように水路の工事の時に作業用道路として作られた道でございます。その時に建設会社は撤去してまた田に戻すという話でしたが、この〇〇さんが私道として使いたいということで、残されておりました。で、分筆はされていたんですけども、登記がまだされていなかったのが、今回、出ております。で、私と最適化推進委員さんが見に行ったのはですね、道だけとっていたんですけども、東の方の畑も今回、出てましたので、見て参りました。家を新築されて、先月の20日位から入っていらっしゃるんですけども、新築するに当たって、荷物置き的小屋を建てられております。そしてですね、そこはもう畑を埋めてしまったので畑もできないということで、後は駐車場として整備するというので、もう砂利が敷いてありましたので、始末書添付ということになっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 はい。他にございませんか。

(なし)

会 長 他に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 ちょっと尋ねたいんですけど、いまの6番の案件で図面の21ページ。図面で見れば、宅地だって進入路が無いのに新築で建てられたとかなって。

〇〇番委員 進入路はですね、水路のこっち側に道がありますよね。道1番。そこから入るようになっております。ここは。

〇〇番委員 そこで橋になるのが。

〇〇番委員 はい。橋が架かってます。で、道よりも下の方に家がありまして、こちら辺全部家は道よりも下なんですけども。

〇〇番委員 今までは手前から入った？

〇〇番委員 はい。今まではですね。ここにバイパスができましたので、その下に農道ができてますが、ここはその前は道1番を使っておられました。今はこの道は通らなくなりましたが、ほとんどここでした。。

会 長 よかですか。ほかに。

(質疑なし)

会 長 ほかに質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第2号、農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 失礼します。

1ページをご覧ください。こちらに令和2年度第12号利用権設定計画案を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、2件、5筆、11,316㎡。

橘町、田、新規、2件、6筆、9,578㎡。再設定、2件、4筆、10,388㎡。

朝日町、田、再設定、4件、7筆、7,955㎡。

若木町、田、新規、3件、4筆、4,687㎡。再設定、5件、7筆、10,438㎡。

畑、新規、1件、1筆、52㎡。

武内町、田、新規、1件、3筆、563.32㎡。再設定、1件、1筆、2,098㎡。

東川登町、田、新規、10件、21筆、20,500㎡。再設定、1件、1筆、714㎡。

西川登町なし。

山内町、田、再設定、10件、19筆、15,298㎡。

畑、再設定、1件、1筆、452㎡。

北方町、田、再設定、5件、8筆、14,154㎡となっています。

4 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に3 ページをご覧ください。所有権移転計画案について記載しています。東川登町、田、3 筆、2,734 m²です。2 3 ページに詳細を記載しています。また利用権設定解除については、2 4 ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 3 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 私の方からおたずねですが、3 ページの方に売手：買手、2：1 とはなんの意味ね。

事務局 売手が2 人いらっしゃって、買手は1 人という意味です。

会 長 なるほど。わかりました。ほかにごございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようでございますので、質疑をとどめます。議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第 4 号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第 4 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 2 件の申請願いが提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは議案第 4 号について、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、議案書の 5 ページからになりますので、そちらの方にお戻りください。

まず、申請番号 1 番です。土地は〇〇町にあります畑 2 筆の面積が 3 7 5 m²と 1 0 2 m²です。接道がなく、耕作する者もいないため、2 5 年以上前より放置しており、荒廃している状態であるということで、申請が提出をされております。申請内容からいきますと、非農地の 4 号に該当するものとして

おりましたが、こちらにつきましては、調査委員会案件ですので、後ほど、座長さんの方から報告がございます。

続きまして、申請番号2番です。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が89㎡です。亡き父が昭和51年に相続した時は、北九州市に居住をしており、維持管理ができず荒廃してしまったというもので、非農地証明事務処理要領の該当事項につきましては、4号の自然的荒廃地であって、かつ耕作出来なくなってから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当するものと判断をしております。

最後に申請番号3番です。土地は〇〇町にあります畑5筆の面積が353㎡、207㎡、50㎡、396㎡、1082㎡の5筆になっております。亡き父が昭和51年頃に管理ができず、植林を行ったというもので、非農地証明事務処理要領の該当事項につきましては、5号の人為的に無断転用された土地であり、その転用行為から20年以上経過し、農業委員会が証明書の交付を行う事もやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。1番の案件については、2月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の 川内正美 委員から調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（16番委員）

調査委員会報告書。令和3年2月26日、午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて開催し、議案第4号、武雄市非農地証明願1件について審議しました。議案第4号申請番号1番の申請について、申請人から申請に至った経緯、今後の利用法についての説明があり審議しました。

今後の利用法についての説明で、地目を変更後に売買予定であるという説明がありました。また、売買後の利用法については、申請人も知らないとのことでしたので、調査委員会としては、売買目的の申請、及びその後の利用計画が不透明なものは、非農地証明としては証明できないという判断に至りました。以上です。

会 長 ありがとうございました。1番の案件について、調査委員会報告が終わりましたが、2番から3番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(なし)

会 長 ないようですので質疑を開始したいと思います。なにかございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。議案4号、3件の武雄市非農地証明について、1番の案件については調査委員会の報告どおり非農地として証明できない、2番と3番の2件については原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案4号、3件の武雄市非農地証明について、1番の案件については調査委員会の報告どおり非農地として証明できない、2番と3番の2件については原案どおり証明することに決しました。

《閉会》

会 長 以上をもちまして、本日の議案・報告については、すべて終了しました。これを持ちまして、令和3年3月の農業委員会総会を終わります。